

予 算 審 査 特 別 委 員 会

平成22年3月18日(木曜日)

1. 開 議

1. 傍聴について

1. 議案第30号の審査

1. 議案第31号の審査

1. 議案第32号の審査

1. 議案第33号の審査

1. 議案第34号の審査

1. 議案第35号の審査

1. 議案第36号の審査

1. 議案第37号の審査

1. 議案第38号の審査

1. 議案第39号の審査

1. 議案第40号の審査

1. 議案第41号の審査

1. 閉会について

1. 閉 会

午後1時30分開議

出席委員（15名）

杉浦謙一君	久勉君
大平義孝君	安部元彦君
伊藤雅一君	門田善則君
鈴木英雅君	大泉治君
菅原富士郎君	長崎達雄君
遠藤稔雄君	木村正義君
笹木健一君	加藤紀君
大橋信夫君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋莊治君	副町長	安部周治君
総務企画課長	菅原孝治君	総務企画課 統括主幹	城口貴志生君
町民税務課長	齋藤正俊君	町民税務課 統括主幹	高橋勝一君
町民医療福祉センター 総務管理課長	佐々木敏雄君	町民医療福祉センター 総務管理課統括主幹	高橋宏明君
町民医療福祉センター 健康福祉課長	安部政志君	町民医療福祉センター 健康福祉課副参事	熊坂礼子君
建設水道課長	菊地満君	建設水道課 統括主幹	澤田勝治君
産業振興課長	大友信一君	会計課長	櫻井信君
教育委員会教育長	木村達夫君	教育文化課長	久道章夫君
教育文化課 統括主幹	大川由美子君	教育文化課 統括主幹	三塚尚登君
代表監査委員	牛渡稔君	農業委員会会長	佐竹榮一君

事務局職員出席者

事務局長	佐々木忠弘	総務班長	柴村洋子
主査	荒木達也		

開議の宣告

(午後1時30分)

委員長(遠藤稔雄君) 皆さん、本日もよろしくお願ひします。

ただいまから予算審査特別委員会を開催いたします。

直ちに会議を開きます。

傍聴について

委員長(遠藤稔雄君) ここで傍聴の申し出がございます。これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

委員長(遠藤稔雄君) 異議なしと認めます。

よって、傍聴を許可いたします。

議案第30号の審査

委員長(遠藤稔雄君) これより議案第30号 平成22年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算の審査を行います。

さきに留保しておりました質疑を行います。

質疑ございませんか。2番。

委員(久 勉君) 町長の施政方針の中で、国民健康保険事業勘定特別会計についてということで、11ページのちょうど真ん中ですかね、「また、都道府県による広域化等支援方針の策定等であります」と載っているのですけれども、具体的にどんなことなのかを、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

それから、2点目は特定健診なのですけれども、平成21年度受診率54%を目指すということで、具体策として大きく1受診勧奨のための対策、2未健者対策、3受けやすい環境づくりということで、こういうことをやっけて、22年度の大綱を見ると44.8%、結果的に44.8%、54にいかなかった44.8%、頑張ったけど前年度から比べれば約10%ですか、10%までいかないか、ぐらひは前年度からは上がっているのですが、ただこれだけの対策を立てただけなのですが、足りなかったというのは何が足りなくて結果的に44.8となったのか。

22年度的具体策を見れば、足りない分というのはこんなところだったのかなという気もするのですけれども、その辺、実際現場で担当されていて、もうちょっとこの辺頑張れば54までいったのかなというのがあったら教えていただきたいと思ひます。

委員長(遠藤稔雄君) 町長。

町長(大橋荘治君) 私の知っている範囲内で申し上げますが、いわゆる広域化等の支援方針ということでございますけれども、このことは県の町村会でもいろいろと話題として提供なさった方にご質問等々を行ってきました。そこで、例えば後期高齢者のように県一本に絞って組合に任せるよりも、涌谷町のように国民健康保険

税安いところは、色麻町も同じであります。このことについては反対であるといったふうなことを申し上げてきております。いかに国の方で法制化するかわかりませんが、今のところは色麻・涌谷、あるいはその他の町も国保税の7割・5割・2割といったふうな、そういう軽減策をとっているところは、非常にその点については我々は反対であるといったふうな意見も聴取の話題として提供しております。今、現在国会で議論いたしておりますけれども、その結果を見なければ涌谷町といたしましても態度を表明することは今のところできないといったふうな状況でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

さらにまた、特定健診。質問者も黒一点で健康推進協議会に対して、今まで100万円ちょっとでございましたが、今回も昨年同様に100万円をふやしていただいて、特定健診等々に効果を上げるようにといったふうなことでこれまた私の方から総会の際にも申し上げておりますし、さらにまた、センター長みずから区長会の際にも区長をお願いをし、さらにまたこの44.8%そのものについて最低でも65%以上に上げなければいかんといったふうなことで頑張らせていただいているのが現況であります。

職員の場合であります。職員の共済組合そのものについては、今年度中に最低でも85%に上げようといったふうなことで組合自体でも頑張っている姿でございまして、今年度はいろいろな施策を講じながらも、医療費の削減のために、あるいはまた自分の体がどうなっているかといったふうなことで、事後指導等々も今現在行っているところではございまして、このところこの問題については、いろいろとこれまた検討を加えていかなければいかんといったふうな、お金を出してその効果がなければ一体何のために出したのやといったふうなことにもなりかねないということで、丘の委員会でも議論をさせていただいているのが現況であります。あとは事務的な面については、担当課長からご説明申し上げさせていただきますので、よろしくようお願い申し上げたいと思います。

委員長（遠藤稔雄君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（安部政志君） それでは2点の質問でございしますが、都道府県広域化の支援方針の策定というものが、今回の国民健康保険法の改正の中で出てきております。その広域化の支援方針の策定でございしますが、一つにはまず、国のねらいといいますか、目的としていますのは将来的には医療保険の都道府県あるいは広域における一元化を図りたいということがあります。そして、その第一歩といたしまして、広域化、各都道府県で策定するということになるものですが、宮城県では現在の予定では秋ぐらいいまでに、この広域化の支援方針を策定する予定だというふうに聞いております。

それで、その第1点目が、広域化運営、それから国保財政の安定化のための基本的な事項を定める内容が1点ございます。それから、国保の現状と将来の見通しということで、被保険者の年齢構成、あるいは所得分布、それから各保険者の医療費、保険料の額、それから収納率の現状とその将来見通しというものを、都道府県の方針として定めるということでございます。

それから、国保の広域化、一本化を図るということでございますので、各都道府県における役割を明示するようになるものです。そして、この収納率の設定等が行われた場合、この議会でもたびたびご質問いただいておりますが、収納率、涌谷町の場合は被保険者数が1万人未満ですので、現年度分の収納率が現在の88%から91%という間で普通調整交付金の減額率7%ですけれども、これが撤廃をされると。都道府県内でこの収納率の設定をして、それに向かって徴収努力をしていった場合には、現在ペナルティーと申しますか減額されてい

る調整交付金の減額制度も廃止されるという、そういったことを定めて、毎年度毎年度になるようですけども、都道府県内での医療費あるいは保険税の格差是正というものを図っていくという内容が、この今回新たに予定されております広域化等の支援方針の策定というものでございます。

それから、特定健診について44.8%で前年度、20年度と比較いたしますとおおよそ9ポイントほど増加したわけでございますけれども、それでもまだ目標とした54%、あるいは平成24年度の最終目標の65%というのには届かない現状でございました。ご存じのとおり、その20年度の健診率の低さもありまして、町内39行政区を回って住民の方々のご意見、要望などを聞いて回ったわけですけども、実施時期が5月から始まって7月末までということで、既に健診が始まっていたというタイミングの問題もございました。それで、いただいたご意見の中から、去年までと違って国保病院一本化になって、足の確保も含めて大変だというようなお声もいただいたわけです。その中で出てまいりましたのが、地域に出たの車健診の実施というものはやってもらえないのか。あるいは以前、住民基本健康診査時代に結核健診とあわせて午後の健診だったり、夜間休日の健診というものもあったが、そういったものが現在は行われていない、そういったことについての健診方法はどうかというようなご意見をいただきましたので、ことし平成21年度は国保病院に一本化したことで、もしかしたら9ポイントのアップにもつながったという面もあるかもわかりませんが、そういった住民の方々の声を聞いて、22年度に向けてさらにそういった地域あるいは休日、午後、あるいは夜間の健診を行うことで、さらに健診率のアップにつながるのではないかとということで、この大綱の中に掲げた内容になっております。また、あわせて、これまでは申し込みによって受診票というものを配付させていただいてまいりましたけれども、22年度においては、対象者全員に受診票を配付いたしまして、車健診か国保病院の選択だけをしていただくと。それで漏れた方については一応車健診ということでご案内を差し上げると。そうすることで、個別の受診勧奨にもつながるものということで、この大綱の中に掲げたものでございます。終わります。

委員長（遠藤稔雄君） 2番。

委員（久 勉君） 広域化との支援のやつが秋ごろまで県で示されると、県の担当課どこなのかということと、それと現在、実際事務担当されていて、どんなところに隘路があるといいますか、結局7割・5割・2割という軽減なんですけれども、これは私の感覚なんですけれども、宮城県全体でも軽減世帯が約もう40%超えている、涌谷は限りなく50%に近いのが軽減世帯となっているということは、軽減というのは本当は特例措置だと思うのです。全部から、皆さんから10割いただくのが本当はベストというのですか、それで賦課するわけなんですけれども、結局どうしても納められないから軽減しましょうというのは、それは特別といいますかね。ただ、その特別がもう県平均で4割を超えているというのは、制度そのもの自体がもう成り立たないのではないかと、どうしても私はそう感じたのですけれども、だから、そのことを国県にきちんと訴えていって、やはり国で、町ではもうどうしようもないことですので、制度として決まっているのですけれども、そういうことを毎年国保の東北大会とか、それにはのっているのですけれども、毎年のっている割には全然遅々として進まないというのは、何なのかとよくわからないのですけれども。ただ、やはり当たり前と思ったのではないかなことなのではないかと思しますので。おかしいと言えば、医療費の方は保険点数でどこへ行っても同じというのが決まっているのに、納める方が市町村単位で金額が違うというのもどうなのだろうか、というのがありますしね。だからそういうことの不都合というのですか、それはやはり上部機関といいますか、そういったのに

訴え続けてほしいと思いますし、あとはどんな訴え方があるかというのは、例えば広域化支援等の方針の策定に当たって、町村の意見といたしますか、そういったのが徴されるのかどうか、あるいはそういった会合に出席できて、意見の発表の場所があるのかどうかということを、ちょっと教えてください。

それから、特定健診の方なのですけれども、やはり受けやすいということとわかりやすいといたしますか、申し込みの、これは昨年も申し上げたのですけれども、病院で受けるって、それから病院で受けるからいいという方、ただそれが特定健診を受けているのか、単なる治療として医療機関にかかっているのかというのはなかなか一般の人にはわかりにくいところありますので、そういうことのやはりわかりやすさ、でも22年度は全員の方に申込書を配付するというものですから、その辺は随分改善されていくのかなと思いますし、夜間休日、あるいは車という選択肢が多くなれば、よくなっていくのかなという気がします。ただ、先ほど町長から健康推進黒一点と言われましたけれども、実際自分がやってみて、自分がその健康福祉課に行って、健康推進員たちに話しているとき、実際自分がその業務に当たってみても、何といたしますか地域の実態と申しますか、やはり日中いないのです、皆さん、おうちに。そして受診票というか、それを配付に行ってもいないので、郵便受けに入れていだけになってしまって、お話もなかなかできないのが実情でした。ただ、部落の総会とか何かのときには、当然できるだけ健診を受けてくださいと、受けないと将来ペナルティー食らいますよと。ペナルティー食らうということは、もしかすると国保税が値上げになることもあるので、そういうことにならないようにということで、お話し申し上げてるのですけれども、個々の方に、結局申込書も封書ですので、その人が本当に申し込んだかどうかというのわからないようになってますので、余り、プライベートなことなので、立ち入りにくいところもありました。今回はその具体策の中に健康推進員という言葉が出てこないで、その辺は推進員の会議でお話しするのはいいですけれども、推進員たちにそういう期待を余りするのめいかなと、自分がやってみて感じました。

委員長（遠藤稔雄君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（安部政志君） それでは、まず1点の広域の支援策も、県の担当課は国保医療課が担当課になるものと思います。

それから、宮城県のこの広域化支援の策定に当たりましては、当然各市町村と意見調整がされるものというふうに考えております。

それから、軽減に関してのご質問いただきましたが、確かにこの国民健康保険事業そのものについては、構造的な問題を既に抱えておまして、当初といたしますか、戦後の皆保険制度スタートの時点の被保険者の予測としては、自営業者といっても農林漁業者かと、あるいは商店、小売店主というところを想定したおったものが、現在はサラリーマンといたしますか、そういった退職リタイアした方々が大勢入ってこられる、またこの経済不況の中で、若い方が社会保険でなくてフリーターとかという状況で所得の低い方々が加入するという、医療保険の受け皿として機能しているということで、医療費はかかるものに入る保険税の確保が難しいというのは2番委員もご承知のことだと思います。ただ、これらの解消策として、国においては既にと申しますが、高額医療費あるいは保険財政安定化の共同事業ということで、その都道府県内の保険税の均一化を図るために、そういった共同事業を導入しているという点がございます。

それから、7・5・2、あるいは6割、4割の軽減についての措置としては、国民健康保険の基盤安定の補助

制度を設けたり、あるいは交付税措置になりますけれども、財政安定化支援事業ということで、その保険者の財政力の弱点については国、県あるいは市町村が補てんするという制度が設けられております。加えて平成20年度から後期高齢者医療制度が始まりましたけれども、この後期高齢者医療制度にあわせて前期高齢者医療の財源調整制度というものができております。これは、退職者医療制度を廃止して、65歳以上74歳までについては、各医療保険者がその前期高齢者の加入割合に応じて負担をするという、財源調整をするという制度が設けられておまして、これによって国保の保険税の軽減、それから同一都道府県内の医療費あるいは保険税の均一化が進められてきているという状況であります。ただ、最初に申し上げましたように、構造的な問題というものを抱えておりますので、これらが一括して解消できるような現在の支援制度ではございませんので、これが今回の国保の広域化が都道府県単位で運営されるようになってくれば、そういった不安定な財政運営というものが多少なりとも改良、解消されていくものではないかというふうに考えております。

それから、2点目の特定健診に関してでございますが、ご指摘のように受けやすい、あるいはわかりやすい仕組みについて、22年度の大綱で示したような格好でわかりやすい、受けやすい環境を図って、できるだけ国が目標として定めております65%達成に向けて努力をしてみたいと考えております。

また、最初にご説明漏れて申しわけございませんでした。健康推進員への補助について、町長の方から100万円というお話がありましたけれども、平成22年度につきましては推進員協議会として活動する材料といたしますが、昨年度はのぼりとか横断幕とか、そういった啓発活動に係る資材について準備が整いましたので、平成22年度の予算においては、この特定健診に関しての上乗せについては、予算措置をしないことでの計上になっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、当然、推進員には従来と同じようにご協力をいただくこととなりますけれども、町が実施すべきものを推進員にお願いするというのではなくて、日常の活動の中で国保、社保にかかわらず町民の健康づくりにご協力をいただければという、そういう立場でお願いをしてみたいと思っております。

委員長（遠藤稔雄君） 休憩します。

休憩 午後1時37分

再開 午後1時37分

〔出席委員数休憩前に同じ〕

委員長（遠藤稔雄君） 再開します。

2番。

委員（久 勉君） よろしいですか。最後に1点だけ。

20年度の初年度35%というのは、県内でもたしかかなり下の方だったのではないかと思いますけれども、今年度の21年度の44.8%で大体どの辺になりましたか、それだけ。もしわからなければわからないでもよろしいです。

委員長（遠藤稔雄君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（安部政志君） まだ21年度について市町村が出そろってないようなので。ただ、前年度と比べま

すと余り自慢できるものでないですけれども、9ポイントの上昇からするとそんなに低い、去年のように、20年度のような最下位に近いところではないというふうに考えております。

委員長（遠藤稔雄君） 3番。

委員（大平義孝君） 前者と同じようなことになろうかと思えますけれども、後期高齢者に対する支援金についてでございますけれども、ただいま町長と課長からそれらについてもさまざま触れられ、特定健診についても詳しくご説明いただきましたけれども、私の感じるところでございますけれども、これらについての説明がかなりさまざまなことが入り組んでしまって、一般の町民の皆様が、私自身もでございますけれども、理解しづらいところが多々あるのではないかなというふうに思っております。

それは特定健診を目標達成しないとどうなるとか、特定健診にそれこそ無料健診で一生懸命受診をしてくださいと言っているのに、何か勘違いをされている方がおられるのではないかといたようなところが、私、町民の皆様にお聞きするとそのようなことが、かなりあるというように感じておりまして、前にもご質問させていただいたことがございますけれども、ただいまのさまざまな推進方法等も考えれば、幾らか改善されるのかなと思えますけれども、このことについて、支援金についてどういうふうに増減されるのかとか、特定健診、今までの健康診断と違って、こういう健診ですよという説明がもう少しわかりやすく説明されておれば、この受診率の向上につながることもあるのではないかとこのように感じておりますけれども、この支援金、これが一体どのようなことで計算されて、24年に65%に達しないと涌谷町が、国保のお金から支援金増額をしなくてはいけなくなるのかと。どの程度達成すれば減じられて楽になるのかなということをまずお聞かせいただきたいと思えます。

委員長（遠藤稔雄君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（安部政志君） 後期高齢者支援金と特定健診の受診率との関係でのプラマイのご質問かと思えます。

特定健診の健診率につきましては、平成24年度において国が定めた目標値が国保の場合は65%、社会保険の場合は70%以上となっております。あわせて保健指導率、これが45%以上。この65%は受診率ですので、被保険者が幾ら受けたかということになります。また、保健指導率についても健診を受けて、積極的指導あるいは動機づけと言われる人、対象者が、実際に指導を受けた割合が45%以上ということになっております。

この目標値が達成されない場合として、最大で10%の後期高齢者支援金が増額、ペナルティーとして課されます。逆に達成された場合には最大10%マイナスしますということが法で定められておりまして、達成しないときも率がどれくらいになったときに、例えば5%で済むのかとか、そういった詳細については現在のところ、国の方からは示されておらない状況でございます。

委員長（遠藤稔雄君） 3番。

委員（大平義孝君） 仮にでございますけれども、今年度の支援の金額、最大プラスマイナスで10%ずつでございますからそれを計算してみますと、最大で付加されるときには最小と比べてこの金額、私の計算ですから合っているのかどうか分かりませんが、4,951万8,000円ぐらいの差が出るのではないかと思いますけれども。診察センターですか、あそこにもそのような金額はもしかして掲示されていた記憶もありますけれども、そういった、この内容がどうだかわからない。ただこの数字に届かないとこうなりますよというような説明だ

けでは、町民の方の受診率向上につながるこの気持ちの醸成といいますか、喚起にはつながらないのではないかなと思っております。そういったところを決まっていることとございますので、今後さまざま政策が変わっていくというような先ほどの説明もございましたけれども、決まっていることを今の時点できちっと説明をしながら受診率向上に努めていくということも、ひとつ本当の大きな要素になるのではないかなと思えますし、特定健診率そのものにつきましても、この無料化でことしの予算でございますと2,924万円、そういうお金を使ってこういう事業をしておりますよというようなところ、これは全員であると、ますます考えてみれば大金になるわけとございますけれども、それでもこの特定健診高めるためにというよりも、特定健診を高めるのはどういうことで高めるのかということとをきちんと説明しながら推進すれば、もう少し受診率の向上につながるのではないかなと思っておりますけれども、その点についてお願いします。

委員長（遠藤稔雄君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（安部政志君） まず、金額でのお話がございましたが、この予算書の22、23ページでは2億4,760万8,000円というのが22年度の支援金の予定額でございますが、この中には平成20年度の精算分が含まれておりますので、実際は2億8,000万円程度が22年度の純粋な支援額の予定になっております。ですから、これで現在の被保険者数が変わらないことを前提に、24年度にいったとすればこの中でのプラス10%だったり、マイナス10%というのが基本的には増減になるということです。それで、これらについて、ここで定まっているのであれば、町民の方々にもっと周知をしてというお話でございます。全くそのとおりだと思います。それで、これについては、平成20年度スタートに当たりまして、広報わくや並びに申し込みをとる際に、24年度の目標達成しない場合には、10%のプラスマイナスがありますというチラシをお配りをいたしたところでございます。また、昨年部落説明会に当たりまして、こういった制度になっていきますので、これは国保にかかわらず社会保険においてもプラスマイナスがありますから、国保にかかわらず社保の方も皆さん、ぜひ受診されるようにという説明は続けてまいったところでございます。

ただ、なかなか部落説明会にしてもおいでになられる方というのはそんなに多くないわけとございますので、今後ともこういった特定健診の必要性と、そしてその結果、受診率、指導率が悪い場合においては、保険税がプラスになって、負担が大きくなりますというようなことについては、今後も国保被保険者にかかわらず周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

無料健診をやってもなお低い、あるいは実際町民の方々には周知といいますか、お知らせして、特定健診に係る事業費についても、こういった健診の必要性と支援金の増減とあわせてご理解いただけるように説明に努めてまいりたいというふうに思います。

委員長（遠藤稔雄君） 10番。

委員（長崎達雄君） 保険税の方でお伺いします。

一般被保険者と退職被保険者の滞納繰越分についてお伺いします。

退職者の方は収入見込み率というのは25%、一般が18%、この時点で7%の開きあるのです。そうしますと、退職者というのは、恐らく年金も国民年金もらっている人より多いと思うのですが、どうして25%、もっと高く見込み率の設定できないのか。193万2,000円の調定見込み率の40万円しか見てないのです。あと一般の方は1億2,190万2,000円の18%、2,190万円しか見てない。これは確実に収納されると思われる金額を載せているの

ですか。そして本年度当初に滞納繰越額というのは幾らぐらいあるのか。そして不納欠損にせざるを得ない額というのはどのくらいを見込んでいるのかお伺いします。

そして、次、保険給付費なんですけれども、本年度は13億4,400万円、そして前年度が12億6,900万円で7,500万円ばかり増額アップしているのですけれども、この伸びた原因というのは、医療費の改定による増加があったとすればどれくらい見込んでいるか。そして受診率の増加による増加はどれくらいを見込んでいるか。そして、この2年間ぐらいの傾向で言いますと、受診件数と日数、1件当たりの医療費はどれくらいの推移になっているのかお伺いします。

あともう一つは、納税奨励費なんですけれども、169万4,000円なんですけれども、保険税というのは当然納めるべきものを納めた方に対して169万4,000円と、言うなれば多額の補助を出すことに問題がどうしても私はあると思うのですが、その辺はどうなのか。そして、仮にこの補助金を廃止した場合、収納率はどのくらい落ち込むのかお伺いします。

委員長（遠藤稔雄君） 町民税務課長。

町民税務課長（齋藤正俊君） お答え申し上げます。

当初予算の一般分と滞納分の収納額の関係でございますが、一般分につきましては前年が89%の収納率を見てございます。今年度の収納額等を見まして1.5%ほど落ちるのではないのかと。それから退職分については5%ほど前年より低くしてございます。

それにつきまして、今委員おっしゃられたように、この滞納の分の収納率につきましては、実際の21年度の現在の状況と比べても若干というか低い数字でございます。これにつきましては、過大な収納率を予想いたしまして、実際に取れなかった場合については、財政上非常に困難を来す場合も想定されますので、安全策と申しますか、ある程度低く見て実際は計上いたしてございます。

参考までに、現在の国民健康保険の滞納分、これはまだ2月末の確定数字ではございませんが、滞納分全体で23%、一般分につきましては23%、退職分につきましては21%ほど、現在収納率がございます。

これらのことから、安全性を確保する上で、収納率を計上しているというのが現状でございます。

それから、不納欠損額の見込みでございますが、22年度に計上しました不納欠損額の額につきましては、まだ推定の、予算要求の時期が推定の時期でございますので、決算が終わりました20年度分の滞納決算の際の不納欠損処分の額を参考にし、試算をしたものでございます。

次の納税奨励金の169万円、これにつきましては納税組合に対する奨励金でございますが、前年度よりは低く見積もってございますが、これが全部なくなるとすれば、納税組合の方が全部ご協力をいただけないということにもなりますので、これについては相当の程度の影響額が出てくるものと予想されます。なお、これを行いますと、ほかの町税の方にも影響しますので、ちょっと額的には何%という想定は現在いたしたことはございませんが、相当な影響が出てくるものと考えております。終わります。

委員長（遠藤稔雄君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（安部政志君） 保険給付費に関してのご質問でございます。

まず、18ページ、19ページの保険給付費におきまして、前年度比較で7,534万6,000円の増でのご質問でございます。療養給付費についてはこのページにございますように、一般については3,100万円ほど、それから退職

については1,800万円ほどの増となっております。それで、その内訳としまして、定例会資料の2の4ページをちょっとごらんいただければというふうに思います。

4ページの下の方でございます。一般被保険者につきましては、ゼロ歳から64歳までの若人と言われる被保険者の医療費、それから65歳から74歳までの前期高齢者の被保険者に係る療養給付費等について、21年度の当初の計上の仕方、それから21年度決算見込み、そして21年度決算見込みを参考に22年度当初予算を計上させていただいたということをご説明で申し上げました。それで、まず一般被保険者の療養給付費、若人の分につきましては21年度当初は5億6,628万円の計上でございます、今回の22年度当初では5億6,461万ということで、金額的にはおよそ200万円ほどの減少となっております。この減少の要因といたしましては、被保険者数が46人がマイナスになるということでの減少がございますけれども、1人当たりの給付見込みとしては平成21年度の決算見込みでは13万1,050円が見込まれておりますので、前年度比較しますと1,000円の増が増加要因になっていると。それで、若人については被保険者数、それから1人当たり療養給付費についてはそれほどの差はございませんが、その下の前期高齢者65歳から74歳につきましては、被保険者数は減少すると見込まれるものの、1人当たりの医療費が21年度当初は28万円と見込みましたけれども、21年度決算で30万9,546円ということで、31万円の医療費がかかるだろうということで、前期高齢者の医療費の伸びが大きいというのは1点ございます。

それから、同じように見ていただければ結構なのですが、退職被保険者につきましては、被保険者数の伸びと1人当たりの医療費の伸びが21年度の決算で見込まれておりますので、これらでもって推計をしたことによる7,500万円ほどの増の要因となっているということでございます。

それから、傾向ということでございますが、平成21年度についてはまだ実績が固まっておりませんので、12月の補正の際にも一部の傾向を申し上げておりました。入院医療費が非常に多くなってきていると。そして、その内容としては脳血管疾患とか、心疾患による入院医療費が多く、高額医療費の関係で連合会からの通知の内容では現時点は、そう把握しておるという状況でございます。

それから1人当たりとか1日当たりの分析につきましても21年度はまだできない状況でございますので、9月決算でご説明申し上げました平成20年度の決算状況についてご参照いただければと思います。終わります。

委員長（遠藤稔雄君） 10番。

委員（長崎達雄君） 滞納繰越分なのですが、退職者の方はどうして25%、もっと高くは設定できないのですか。そして、あと、滞納繰越額の総額というの、今現在どれくらいあるものか。教えていただきたい。

委員長（遠藤稔雄君） 町民税務課長。

町民税務課長（齋藤正俊君） お答え申し上げます。

先ほど現年度分の、21年度分の現在の予想という状況の中で、滞納分が21%の徴収率でございます。前の年に比べて若干数字が悪くなっておりますが、それ以前については25%以上、30%近くまで退職者がなっておりますので、現在は大体25%ぐらいが安全策かなということでとっております。

今、現在の滞納額ということでございますが、2月末現在でございますが、現在未収額につきましては、国保税の滞納分につきましては1億3,100万円程度の未収額がございます。終わります。

委員長（遠藤稔雄君） 5番。

委員（伊藤雅一君） 国民健康保険税の滞納と、その滞納による影響、そういったことでお聞きしてまいりたいというふうに思います。

私、この資料の7ページと9ページに滞納額の繰越額というふうなのが記されてございますが、このトータルしますというと、1億6,900万円ほどの金額に滞納繰越額、調定額になります。この金額は何年分の滞納額で、年間平均、このごろで結構ですから、このごろでは年間にどれくらい滞納額が、件数と金額が発生しているのかということ、まず一つお聞きしたいと思います。

それから、この滞納による影響でございますが、予算づくり、それから保険給付に対する影響、こういったものはどういった影響が、余りなければ結構ですが、出てきておるとすればその辺あたりお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、納税者の方々、この方々の経済力なり支払能力、こういったものの、今後この方々の努力にもかかってくるわけでございますが、この方々に対してのその見方、見方も同時にどういうふうに見ておられるかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、もう既に滞納処分もやってきているとすれば、まだやってないとするならば結構でございますが、もしやっているとすれば、どれくらいの金額が既にもう滞納処分されているのか、お聞きしたいと思います。以上でございます。

委員長（遠藤稔雄君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時27分

再開 午後2時37分

〔出席委員数休憩前に同じ〕

委員長（遠藤稔雄君） 再開します。

質疑一部10番委員の質疑と重複するところがございますので、答弁は整理して答弁いただきたいと思います。

町民税務課長。

町民税務課長（齋藤正俊君） 国民健康保険税の滞納額の調定予想額1億6,900万円ほどございますが、これの件数と金額と年数というお話でございましたが、この滞納予想額につきましては、予算策定段階の21年度の予想のもとで滞納を計算した金額でございます。まだ正確な件数、金額等については、決算がなりませんとわかりませんので、その点ご了承お願い申し上げます。

滞納件数と金額につきましては、20年度分の決算がございますので、それを参考までに申し上げます。

国保税につきましては20年度分の滞納につきましては1,450件ほどございます。世帯数にいたしますと673件でございます。それから滞納の年数ということでございますが、平成9年から平成19年までの滞納の数字でございます。

なお、9年から13年までの間につきましては、滞納処分をいたしておりまして、これにつきましては現在も残っている数字でございます。大部分は5年間の数字でございます。金額的に申し上げますと、例年現年度分から翌年の滞納の方にまいりますのは、約6,000万円程度となっております。それから滞納処分でございますが、

これにつきましては、現在宮城県地方税滞納整理機構の方に平成21年度として14件引き継ぎをして、処理をお願いいたしてございます。このうち、金額については、約2,100万円ほど整理をお願いしてございます。2月末現在まで460万円ほど納付されてます。このものにつきましては、話し合いにより持参していただいたもの、自主納付をされたもの、それから話し合いの結果、会社が代理納付をなされた方もございます。それから口座差し押さえ、銀行口座の差し押さえですね、これをやってございます。それから動産を差し押さえいたしまして、ネット公売をいたしてございます。持参をしていただいている方につきましては9件、自主的納付の方につきましては11件、会社が全額代理納付された方が1件、口座差し押さえにつきましては7件、ネット公売については2件、これはいろいろダブってございますので、総計70件になってございます。それで14件のうち完納に結びつきましたのは2件でございます。終わります。

委員長（遠藤稔雄君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（安部政志君） それでは、予算及び保険給付費に対する影響はということのご質問でございます。

まず、保険給付に対する影響というものは、患者負担においてはございません。ただ、本人が滞納を、期間が長くなりますと資格証明証発行ということで、一時窓口での10割負担という、そういった影響はございます。

それから、予算の関係でございますが、ただいま町民税務課長の方から年に6,000万円という滞納額の説明がありましたけれども、これが言ってみればあるかないかでは非常に大きい影響がございまして、これらについては不足する財源の手当てとして基金で対応させていただくというのが1点。

それから、もう一つは先ほど2番委員にも説明の際にも申し上げましたように、滞納率によっては涌谷町の場合、現在88%程度ですので、この徴収率になりますと普通調整交付金の減額率が7%ということがありますので、この影響は出てまいります。

それから、経済力、支払能力と今後の見方といいますか、対応はどう考えているのかというご質問でございますけれども、これにつきましては、議会初日の一般質問で町長から1番議員だったですかね、回答いたしましたように、現在国会において制度改正について審議がされております。その一つに、限度額の4万円の引き上げとあわせて、現在軽減措置が講じられております7割・5割・2割について、応益・応能の割合にかかわらず、市町村の保険者の実態に合わせて率を定め、軽減を講ずることができるということが審議されておりますので、6月の条例改正に当たって、その軽減について検討して、運営協議会そして上司の方と相談しながらお示しをしたいというふうに考えております。終わります。

委員長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

委員長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

委員長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第30号 平成22年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

委員長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第30号 平成22年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号の審議

委員長（遠藤稔雄君） これより議案第31号 平成22年度涌谷町老人保健特別会計予算の審査を行います。

さきに留保しておりました質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

委員長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

委員長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第31号 平成22年度涌谷町老人保健特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

委員長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第31号 平成22年度涌谷町老人保健特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号の審査

委員長（遠藤稔雄君） これより議案第32号 平成22年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算の審査を行います。

さきに留保しておりました質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

委員長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

委員長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第32号 平成22年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

委員長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第32号 平成22年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号の審査

委員長（遠藤稔雄君） これより議案第33号 平成22年度涌谷町宅地造成事業特別会計予算の審査を行います。

さきに留保しておりました質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

委員長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

委員長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第33号 平成22年度涌谷町宅地造成事業特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

委員長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第33号 平成22年度涌谷町宅地造成事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第34号の審査

委員長（遠藤稔雄君） これより議案第34号 平成22年度涌谷町公共下水道事業特別会計予算の審査を行います。

さきに留保しておりました質疑を行います。

質疑ございませんか。2番。

委員（久 勉君） 農集排の説明の中で、下水道使用料のところ、1戸当たり平年7,300円というのは聞いたのですが、戸数が何件なのか、現在何件加入していて、新たに22年度で何戸ふやす予定であるのか、ちょっと教えてください。

それから、15ページに委託料として公共下水道事業認可設計委託料って、ちょっと聞き漏らしたかどうか、何か再評価しなければならないかというの、そう聞いたのですが、施政方針の12ページに本年度内に事業計画の見直しを行ってまいりますということが載ってるのですが、それがこのことなのか。そしてその主な

事業概要を見ましても、全然触れられていなので、事業計画の見直しとその再評価ということの関係というの
ですか、内容といいますが、それをちょっと教えてください。

委員長（遠藤稔雄君） 建設水道課統括主幹。

建設水道課統括主幹（澤田勝治君） 最初に、下水道の使用料ということで1戸当たり7,200円で見えておりました、戸数が1,343戸ということで見えております。

それから、あと今年度ですけれども、78戸の方が新たに下水道に加入いただいております。それで、来年度、新規では50戸ということで見込んでおります。

それから、公共下水道建設費の委託料でございますけれども、公共下水道事業認可設計委託ということで525万円を計上いたしております。これにつきましては、公共下水道につきましては事業が10年度ごとを経過したごとに再評価というものが義務づけられております。これは、どういうことかと申しますと、10年間の間に大きく社会情勢とか、経済状況、あるいはその工事をやっている地域の変化というものが大分大きくなる可能性があるということで、これは国の方の指示でございます、これは実施するよにということになっております。この再評価というものは、公共下水道事業を国庫補助金の交付を受けて実施する場合のこれは必須条件となっております。当町でも平成22年度までで一応その期限が来るわけでございますので、今回実施するわけでございます。それで、9月定例会におきまして、再評価業務の委託料ということでお認めいただいたわけでございますが、これによりまして、今回の基礎調査等を行っているところでございます。その基礎調査に基づきまして、これから再評価ということで、事業計画の見直しをし、改めて国の方に認可申請をするということでございます。

委員長（遠藤稔雄君） 2番。

委員（久 勉君） そうすると、再評価によって、当初認可したところのあれも変わるということもあり得るということですか、今まで認可いただいていたところが、ここは要らなくなるよとか、そういうこともあり得ると理解していいのですか。

委員長（遠藤稔雄君） 建設水道課統括主幹。

建設水道課統括主幹（澤田勝治君） これは再評価でございますけれども、今までの下水道の区域、それから認可区域という、まずそれをもとにいたしまして、それが適正であるかという再判断ということになります。それが、いわゆる経済情勢、地域の状況によって大幅に変わっていれば、それなりの影響は出てくるようになります。ただ、基本的には下水道の区域、それから認可区域といった、そういったものをまずもとにして進めるところでございます。終わります。

委員長（遠藤稔雄君） 2番。

委員（久 勉君） 何かよくわからない。一たん認めてもらったところも再評価によって、いやこの区域は整備しなくてもいいよということもあり得ると理解していいのですか。聞き方悪いかな。

委員長（遠藤稔雄君） 建設水道課統括主幹。

建設水道課統括主幹（澤田勝治君） 事業費なんかを算出いたしまして、今後それが適正であるかどうかということでございますので、場合によってはその可能性も出てきます。ただ、一たん計画したやつを縮小とか何かということ、やはりそれなりの大きな理由は必要だと思われま。終わります。

委員長（遠藤稔雄君） 次。

〔「なし」と言う人あり〕

委員長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

委員長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第34号 平成22年度涌谷町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

委員長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第34号 平成22年度涌谷町公共下水道事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号の審査

委員長（遠藤稔雄君） これより議案第35号 平成22年度涌谷町農業集落排水事業特別会計予算の審査を行います。

さきに留保しておりました質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

委員長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

委員長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第35号 平成22年度涌谷町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

委員長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第35号 平成22年度涌谷町農業集落排水事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号の審査

委員長（遠藤稔雄君） これより議案第36号 平成22年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算の審査を行います。

す。

さきに留保しておりました質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

委員長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

委員長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第36号 平成22年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

委員長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第36号 平成22年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号の審査

委員長（遠藤稔雄君） これより議案第37号 平成22年度涌谷町介護支援事業勘定特別会計予算の審査を行います。

さきに留保しておりました質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

委員長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

委員長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第37号 平成22年度涌谷町介護支援事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

委員長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第37号 平成22年度涌谷町介護支援事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号の審査

委員長（遠藤稔雄君） これより議案第38号 平成22年度涌谷町水道事業会計予算の審査を行います。

さきに留保しておりました質疑を行います。

質疑ございませんか。5番。

委員（伊藤雅一君） 資料の1ページのところに建設改良ということで、下の方でございますが、この建設改良の工事、何年間でどれぐらいの工事費を予定されているのか、ひとつお聞きしたいと思います。

それから、過年度分の損益勘定の留保資金を利用して、その資本的収支の差額を埋めると、こういうふうにあります。この過年度分の留保資金のその留保されている資金というのは、私の想像するのは利益とあと何かと、ちょっとわからないのですが、どういった資金が留保されているのかお聞きしたいと思います。

それから、もう一つは減価償却の引当金は貸借対照表上ではどのような扱いをされているのか、お聞きしたいと思います。その3点お願いします。

委員長（遠藤稔雄君） ごめんなさい、資料1ページはどの資料に基づきますか。どの資料ですか。（「この特別」の声あり）予算書ですね。わかりました。建設水道課統括主幹。

建設水道課統括主幹（澤田勝治君） 建設改良費の工事費でございますけれども、石綿セメント管更新工事ということでございます。これは平成4年度から着手いたしておりますけれども、平成22年度は6,530万円ということでございますが、計画では25年度までこの、資料1の44ページの方お聞きいただきたいのですけれども、資料1の44ページでございます。ここの44ページの方に事業の内容については書いてあります。

22年度の工期につきましては、平成23年度末までで予定しております。

委員長（遠藤稔雄君） 過年度留保資金に関しては極めて単純でありますので、簡単に。

建設水道課統括主幹（澤田勝治君） 過年度留保資金の主なものでございますけれども、これは減価償却費とあと当該年度の純利益、これが過年度留保資金として留保される金額でございます。

あと、すみません、減価償却費についてでございますけれども、これは水道施設の管路、それから浄水場等の減価償却でございます。それぞれ耐用年数に応じまして均等に減価償却、毎年いたしております。あと、減価償却の中で資産減耗費とございますけれども、これにつきましては、例えば石綿セメント管更新事業によりまして、残存の分ですが、それを撤去した場合、これを除去費ということで、資産減耗費に計上いたしております。以上でございます。

委員長（遠藤稔雄君） 減価償却費のバランスシート上の位置づけということでございますから、見ていただければわかると思いますけれども、資産、負債、資本の中での位置づけだと思っておりますので、それで簡単に答えていただければと思います。5番。

委員（伊藤雅一君） わからないところあるから、ちょっとそこだけお聞きするから。

協議会資料によりますという、年間1億900万円のこの工事費、平成31年度まで予定されているのです。ここからあとあるかないか、なければいけないのです。工事費どれぐらいで、これからどのくらい続くのかなというの、お聞きしておきたいわけですから。

それから、減価償却費は今、現在23年の3月31日現在の貸借対照表で見ますという、残高が12億6,847万

3,000円になりますと、こういうふうに書いてございます。この分を、取得価格から減額しております。ですから、私、お聞きしたいのは、減価償却引当金として、固定資産をこれだけ減額してますから、内部に留保してその金額があるのかないのかということをお聞きしたいのです。使ってしまったら、貸借対照表として欠陥が出ているのではないかと、私はそういう見方をするのですが、だれかの指導が何かあってやっているのだと思うのですが、これ減額できないことになってしまうのではないかと思うので申し上げます。

委員長（遠藤稔雄君） 休憩します。

休憩 午後3時06分

再開 午後3時08分

〔出席委員数休憩前に同じ〕

委員長（遠藤稔雄君） 再開します。

建設水道課統括主幹。

建設水道課統括主幹（澤田勝治君） すみません、お待たせしました。

減価償却費の内部引当金というのは設けておりません。それで、ここに11億2,000万円とございますけれども、これは実際内部留保資金ということで、建設改良費の方で現金として不足分を充当しております。それで現在ですけれども、その内部留保資金、いわゆる現金として約3億円ほどの残となっております。以上でございます。

それから、建設改良事業のそれぞれの工事期間でございますけれども、石綿セメント管の更新事業につきましては、22年度から25年度までと考えております。それ以降につきましては、26年、27年につきましては、これは昭和29年代に布設いたしました老朽した鋳鉄管の更新でございます。これにつきましては、今、町内の本町とか新町付近に布設してございます。古い管でございます。それから、28年度以降につきましては、その後布設されました老朽管がございますので、この28年度以降も古い管の布設替えというのは生じてまいります。以上でございます。

委員長（遠藤稔雄君） 5番。

委員（伊藤雅一君） 事務的なことで申しわけないから、後で私相談させてもらいたいというふうに思ってます。少し余計なことになるかもしれませんが。どうということかという、減価償却で圧縮しているのが12億6,847万3,000円、今、現在有形固定資産残高が2億3,004万6,000円、（「質問ですか」の声あり）いやいや、（「質問でなければ」の声あり）確認しておきたいと思うのです。

この今現在の有形固定資産として持っている固定資産は、この2億3,000万円と12億6,800万円、これを加えたのが私は資産の総額だと、こういうふうに思っているのです。そのうち12億円が減価償却引当金として持ってますから、その残りを2億3,000万円あげてますと。こういったことです。ですから、ここでは資産を減価償却分を減額して差し引きしてあげてます。がしかし、その減価償却した金額が、今現在、実際持っておられる金額が幾らかというのが、ちょっとこれ確認しておく必要があるというふうに思ってます。こいつは後でお聞きすると思います。終わります。

委員長（遠藤稔雄君） 次。

〔「なし」と言う人あり〕

委員長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

委員長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第38号 平成22年度涌谷町水道事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

委員長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第38号 平成22年度涌谷町水道事業会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号の審査

委員長（遠藤稔雄君） これより議案第39号 平成22年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算の審査を行います。

さきに留保しておりました質疑を行います。

質疑ございませんか。10番。

委員（長崎達雄君） 医業収益と材料費についてお伺いします。

医業収益が22年度は17億8,143万5,000円、21年度、前年度が17億6,243万9,000円で、1,899万6,000円の増額を見込んでおります。そして材料費といたしますと、22年度が5億7,311万7,000円、21年度が6億9,001万5,000円で、逆に材料費が5,589万8,000円減額計上になっているのですが、1,800万円もうけて、逆に5,500万円さらに材料費が減っていくのは、この減少を見込んだ理由というのを教えていただきたい。

そして、あと、今現在ジェネリック薬品の使用割合はどういうふうになっているのですか。

委員長（遠藤稔雄君） 総務管理課長。

総務管理課長（佐々木敏雄君） 医業収益につきましては、22年度につきましては前に説明したとおり、人数と単価ということで、若干来年度は診療報酬の改定もございまして、それから21年度の実績を踏まえて積算しているものでございます。

それから、経費分の材料費でございますけれども、昨年度は整形の医師がいるという前提での材料費算定していたものですから、22年度につきましては現医師の体制での積算となったもので、その分減額になっているということです。

それからジェネリックの割合ですけれども、ちょっと資料ないのですが、数%、5%に満たない数字になっていたと思います。以上です。

委員長（遠藤稔雄君） 10番。

委員（長崎達雄君） 材料費のうち薬品費も当然含まれているのですが、22年度の薬品費というのは4億7,700万円だから、恐らく5,500万円減ったということは、21年度は薬の方も5億ぐらいあったのかなと、今ここで思うのですが、こんな安くなったということは、薬の単価安いジェネリックの使用が多くなったから、こう安くなったことにも関係しているのではないですか。

そして、例えば、ジェネリック薬品というのは、薬代安から症状の安定している患者にはむしろジェネリックを使って、そして患者の負担も軽減するような方法をとった方がむしろいいのではないかと思うのですが、どういうふうに感じてますか。

委員長（遠藤稔雄君） 総務管理課長。

総務管理課長（佐々木敏雄君） ジェネリック薬品につきましては、国の方でも使用を進めておりまして、慢性期、ある程度落ち着いた患者であればジェネリックでもいいということで進めているようではございますけれども、町の方でも希望とかあればその辺で処方等しておりますので、遠慮しないでというわけではないですけれども、先生に相談していただければ、そういう処方が可能ですので、積極的に使用に努めていただければと思います。

それから、医薬品の価格につきましては、22年度も診療報酬の改定ありますけれども、薬価を引き下げるといふ方向に進んでおりますので、その辺も若干見込んでの算定となっております。

委員長（遠藤稔雄君） 10番。

委員（長崎達雄君） 遠慮しないで言ってもらいたいというようなことなのではございますけれども、患者にしますとなかなか安い薬使ってけらいんとかって言いづらいのです。だから、最初からこの病院は、症状の安定した人にはジェネリックを使うということ、打ち出した方が逆にいいのではないかと思うのだけれども、どういうふうに感じますか。

委員長（遠藤稔雄君） 総務管理課長。

総務管理課長（佐々木敏雄君） その辺につきましては、担当する主治医の医師とも相談していただければと思います。どうしても、先生に向かって話づらいということであれば、看護師なり、それから相談員も事務室におりますので、それから総合案内ということで看護部長も窓口の方に立ってございますので、そちらを利用いただければよろしいのかなと思います。

委員長（遠藤稔雄君） 次。

〔「なし」と言う人あり〕

委員長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

委員長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第39号 平成22年度浦谷町国民健康保険病院事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

委員長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第39号 平成22年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第40号の審査

委員長（遠藤稔雄君） これより議案第40号 平成22年度涌谷町老人保健施設事業会計予算の審査を行います。

さきに留保しておりました質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

委員長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

委員長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第40号 平成22年度涌谷町老人保健施設事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

委員長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第40号 平成22年度涌谷町老人保健施設事業会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第41号の審査

委員長（遠藤稔雄君） これより議案第41号 平成22年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算の審査を行います。

さきに留保しておりました質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

委員長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

委員長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第41号 平成22年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

委員長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第41号 平成22年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で予算審査特別委員会に付託されました議案第29号 平成22年度涌谷町一般会計予算から議案第41号 平成22年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計までの13件の審査は全部終了いたしました。

委員長報告の作成について

委員長（遠藤稔雄君） なお、委員長報告の作成については、委員長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

委員長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員長一任と決しました。

閉会について

委員長（遠藤稔雄君） 以上で予算審査特別委員会を閉会いたします。

閉会に当たりまして、一言御礼申し上げます。

ふなれきわまりない中での予算委員長であり、皆様のよりよい質疑を促すことができたものか、あるいは参与の皆様によりよい答弁を引き出すことができたものか、大変不安でございますが、皆様の過分なるご協力によりまして、何とか役目を終了いたしました。

降壇に当たり、心からの御礼を申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

閉会の宣告

委員長（遠藤稔雄君） 本日はこれで閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後3時22分